

容易ならず、殊に産報と労働組合解消などの関係について
はなお更のことであった。

了、昭和廿一年一月四日追放令と団体及び個人としての
の関係に、大なる関心が拂われ、これゆえに、
以上の事情から、G、H、Qとの交渉を必要とするに
いたつた。そこで本會は囑託石井錦樹氏を煩して鮎澤氏
と此協議のうえ、昭和廿一年一月以降經濟科學局労働課
コンスタニチノ大尉及び民間情報局企畫課ヒツクス中尉
を訪問、調査資料の入手等について交渉を行い、保せて
協調會の沿革(英文)について説明し各種の資料を提供
した。いお此大体の諒解を得たが、理事に労働運動関
係者を増員すること、役員講師中追放令誤當者おれぬ更

新すること、社會政策時報の執筆者に労働運動関係者を
加えること、その他圖書館に関することなどの意向を示
された。これによつて協調會は、民主的運営に直進すべ
きことの示唆を得たとのと解した。

二月六日、ヒツクス中尉來訪、産報関係も調査した。
翌二月七日、余はヒツクス中尉を訪問、協調會の歴史及
び産報の沿革(とくに英文)を提示して説明した。同氏
は「産報成立後の業績」を所望した。なお協調會の基金
は全部三井の支出たところから、十萬円以上の寄附金名
簿を作成して見せたところ、仔細に点検して漸く納得し
た。これはさ細の事のようなが、實は協調會の性格に関
する重要な点に觸れたのである。